第七十六条	録音テープ
当該陳述の録音により作成された電磁的記録	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第一項前段	調書
記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書を記載した書面を交付するよう
第七十六条の二第二項	書面で
電磁的記録	弁論準備手続の調書
第八十条第三項	口頭弁論の調書に
の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	記載させる
第八十七条第一項及び第九十四条第一項	調書を
書面又は電磁的方法により	調書に
第八十七条第二項	呼出状
につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第八十八条第四項	への添付
弁論準備手続に係る電子調書	前節（証人尋問）及び人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）第十八条の七（証人の宣誓）
口頭弁論に係る電子調書に	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
記録させる	の呼出状
第九十一条第二項	
電子調書を	
第九十六条第三項	
電子調書に	
第百八条第一項	
電子呼出状	
記録しなければ	
第百十六条第三項	
の作成に用いる場合	
第百二十七条	
前節（証人尋問）	
第百三十四条	
第百八条（電子呼出状の記録事項等）	
の電子呼出状	